

磐田市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。
 ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の
 施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	重度障害者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額又はその 算定の基礎となる事項に関する情報 （以下「地方税関係情報」という。）で あって規則で定めるもの (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）による児童扶養手当の支給に関 する情報（以下「児童扶養手当関係情報」 という。）であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当等の支給に関す る法律（昭和39年法律第134号）による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手 当又は国民年金法等の一部を改正する 法律（昭和60年法律第34号）附則第97

		<p>条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	重度障害者(児)の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p>
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの